

# 新年御挨拶

## 優良産業廃棄物処理業者の育成 会員の法令順守と優良認定取得

あけましておめでとうございます。  
 会員の皆様には、輝かしい新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。平素から皆様方には、協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
 当協会は、日頃より産業廃棄物の適正処理と3Rの推進に努めておりますが、昨年も産業廃棄物処理法違反が多数発生したことから、今年度は、優良産業廃棄物処理業者育成及び優良認定取得の推進、産廃各種研修、講習会、さらにはコンプライアンス現地研修会等を通じて、会員をはじめ業界全体の法令順守に一層の取組み、違反ゼロを目指してまいりたいと考えております。  
 産業廃棄物処理法については、一昨年6月、特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者への電子マニフェスト使用の3年以内の義務化等が改正され、2020年度か



一般社団法人  
三重県産業廃棄物協会  
会長 木村 亮一

ら登録及び報告が義務付けされることから、これを機会に多くの事業者が電子マニフェストの利用が普及するよう研修会等を進めてまいります。  
 昨年は、北海道胆振東部地震により甚大な被害が発生しました。また、西日本豪雨でも多くの方が亡くなられ、浸水、土砂くずれ等により多数の被害が発生いたしました。いつ、南海トラフ大地震が発生しても対応できるよう、三重県行政、各市町と災害産業廃棄物処理体制を確立し、発生に備えてまいります。  
 本年も協会といたしましては、三重県行政と連携を密にし、会員の皆様と共に、産業廃棄物の適正な処理に向けた取組みを一層進めてまいりますので、今後とも皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。

# プラスチックの資源循環の推進 災害産業廃棄物処理体制の強化

あけましておめでとうございます。健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。三重県産業廃棄物協会の皆様には、日頃から本県の産業廃棄物処理の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
 昨年は、7月に西日本豪雨が発生し、広島県、岡山県を中心に多くの方が被災されました。本県では、土砂災害等の被害を受けた広島県熊野町からの要請を受け、7月から8月にかけて災害産業廃棄物処理スペシャリスト（職員延べ6名）を派遣し、仮置場における産業廃棄物の分別、災害産業廃棄物処理実行計画策定などを支援してきました。また、本年3月末まで、職員を広島県庁に派遣し、災害産業廃棄物処理にかかる支援を継続しています。県内では、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害が危惧されていることから、本県でも、災害産業廃棄物処理体制の強化に引き続き取り組んでまいりますので、貴協会におかれましても、図上演習の参加等を通じ、協力・連携をお願い申し上げます。  
 さて、中国等の産業廃棄物禁輸措置による廃プラスチックの保管量の増加が大きな課題となっています。県内においても、これまで有償取引されていた廃プラスチックの価格が低下していることや、売却



三重県環境生活部  
廃棄物対策局  
局長 中川 和也

先の確保が困難となっていることから、一部の事業者において保管量の増加が見受けられる状況にあります。  
 このような中、国は「プラスチック資源循環戦略（案）」を示し、プラスチックの資源循環を総合的に推進していく方針を掲げています。本県においては、平成29年度に排出事業者、処理業者、行政で構成する「三重県プラスチック地域循環研究会」を設立し、地域内リサイクルの推進に向け、再生材の高付加価値化を進めるための研究を行っています。  
 今後、国の動向も見ながら、県内における廃プラスチックの排出状況や処理状況を詳細に確認し、再生利用や適正処理を進める施策について検討していくこととしています。  
 貴協会の皆様におかれましても、廃プラスチックをはじめとする資源の有効活用を含め、これまで以上に3Rの推進、環境の保全と安全・安心が確保された適正処理に取り組まれるようご期待申し上げます。  
 最後にになりましたが、三重県産業廃棄物協会の益々のご発展と会員の皆様のご多幸を祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

# 産業廃棄物処理特別研修会

最近、県内で産業廃棄物処理法違反が目立っていることや産業廃棄物処理法等の改正がなされたことを受け、一般社団法人三重県建設業協会と共催で平成30年11月27日（火）に、三重県勤労者福祉会館にて産業廃棄物処理特別研修会を開催し、排出事業者と処理業者81名が参加いたしました。

三重県産業廃棄物・リサイクル課の鈴木俊介氏と三重県産業廃棄物監視・指導課の駒田智也氏を講師に、「産業廃棄物処理法等の改正」、「産業廃棄物の適正処理」、そして「産業廃棄物監視・指導課の取り組み状況」について説明いただきました。



特別研修会の会場



講師の駒田氏と鈴木氏

「産業廃棄物処理法等の改正」では、電子マニフェスト登録の一部義務化について、「産業廃棄物の適正処理」では、外国政府による産業廃棄物の輸入規制等の影響、PCB産業廃棄物の適正処理について、説明いただきました。  
 また、「産業廃棄物監視・指導課の取り組み状況」では、不適正処理の現状、不適正処理防止対策、さらに、行政処分事例では、管理票交付義務違反、記載義務違反、管理票虚偽記載、委託基準違反、無許可営業、野外焼却禁止などについて具体的に説明いただきました。

# 産業廃棄物処理実務者研修会

平成30年10月15日（月）、四日市商工会議所にて排出事業者及び処理業者を対象に、産業廃棄物を処理する上で重要な委託契約、マニフェスト（産業廃棄物管理票）、帳簿等の実務に係る知識習得を目的とした産業廃棄物処理実務者研修会を開催しました。

研修会には68名が出席し、公益社団法人全国産業資源循環連合会講師の長谷部政行氏と田尾利光氏により、産業廃棄物処理の実務に必要な内容を解りやすく話していただき、受講者から産業廃棄物の処理方法等の質問に丁寧に回答していただきました。研修会終了後は、受講者へ修了証、CPDS受講証明書を交付しました。



実務者研修会の会場

# 産業廃棄物処理初任者研修会



初任者研修会の会場

産業廃棄物処理法を理解し、産業廃棄物処理の基礎的な知識を身につけ適正に業務を進めるため、今年度も入社後1～6年程度の初任者を対象とした産業廃棄物処理初任者研修会を平成30年11月7日（水）、三重県勤労者福祉会館にて開催しました。  
 研修会には59名が出席し、当協会 筒井専務理事より委託契約書、紙マニフェストの記載等、産業廃棄物処理の基礎知識について、また大江智子事務職員から電子マニフェストの仕組み、導入について分りやすく説明し、参加者の方は熱心に講義に取り組んでいました。研修会終了後は、受講者からの個別質問に丁寧に説明致しました。

# 環境美化活動に参加

当協会では、春季（5月30日：ごみゼロ）と秋季（11月27日：協会設立日）の年2回を「環境美化啓発推進記念日」と定め、両日を中心に清掃活動を実施しています。  
 両日以外にも事務所等周辺や道路等のごみ収集、除草等美化活動等をされている会員の方は、協会までご報告下さい。



キンキ・パートナーズ(株)による環境美化活動風景

# 電子マニフェスト操作研修会

電子マニフェストの普及促進を目的に、三重県より委託を受け、当協会インストラクターによる、「平成30年度電子マニフェストシステム操作研修会」を四日市、津、伊勢、伊賀にて開催致しました。



パソコンを使い、システムの基本的な操作を体験する（基礎編）を16回、基礎編より実務的な操作を体験する（応用編）を4回開催致しました。研修会では、電子マニフェストシステムの導入に関する質問や、システムに登録する日数等、実際の操作方法に関する質問等様々な質問をいただきました。  
 また、当協会主催にて平成31年1月と2月に「電子マニフェスト操作体験セミナー」（「電子マニフェスト操作研修会（基礎）」と同一内容）も実施致しますので、参加をご希望の方は、JWNET日本産業廃棄物処理振興センターHPの「JWNET導入説明会」ページ（<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/event/>）よりWeb申込をお願いします。なお、会員の方を対象に、個別の操作体験研修会も開催しており、随時申込を受け付けておりますので、希望される場合は事務局までご連絡下さい。